

亀山市告示第99号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項の規定による確認をした特定乳児等通園支援事業者について、同法第54条の3において準用する第53条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月2日

亀山市長 櫻井義之

事業者の名称	事業所		確認年月日
	名称	所在地	
亀山市	第一愛護園	亀山市南崎町751番地	令和8年3月31日